

## 【 令和 8 年度 東京都立八丈高等学校 いじめ防止基本方針】

### 1 いじめ問題への基本的な考え方

本校は教育目標「誠実・慈愛・自立」のもと、すべての生徒が安全で安心できる学校生活を送れるよう、教職員一丸となっていじめ防止に取り組む。いじめは決して許されない行為であり、すべての教職員が生命尊重・他者尊重を根幹とした教育活動に努める。生徒が相談・通報しやすい環境を整え、家庭や地域・関係機関との連携を深め、組織的かつ継続的な支援を行う。なお、本校におけるいじめの認知及び対応は、関係法令に定められた定義に基づき、被害生徒の立場に立って判断する。

### 2 教職員の責務

教職員は、日々の教育活動を通して生徒一人ひとりに寄り添い、いじめの未然防止、早期発見、迅速対応に責任をもつ。いじめに関する情報が寄せられた際には、担任一人で抱え込まず、いじめ対策委員会や管理職と共有し、学校全体で対応する。校長は全体方針の統括責任者として体制を整備し、教職員への方針周知と実践を指導する。

### 3 いじめ防止等のための組織

#### (1) 学校いじめ対策委員会

法に基づき設置された本委員会は、校内におけるいじめ対応の中核として、年 3 回以上定期的に開催し、重大事態発生時には臨時開催も行う。スクールカウンセラー面談の運用、生徒意識調査の分析、教職員向け研修計画の立案、生徒指導部・学年・養護との情報共有を行う。構成は校長・副校長・生活指導主任・学年主任・養護教諭・SC 等であり、必要に応じて他の教職員も加える。

#### (2) 学校サポートチーム

学校サポートチームは、警察、社会福祉協議会、子ども家庭支援センター、PTA 代表及び本校教職員等で構成される外部連携組織である。いじめの背景に複雑な家庭事情や地域課題が認められる場合など、校内のみでは対応が困難な事案について、専門的見地からの助言及び支援を行う。

本チームは、いじめ対策委員会と連携し、事実関係の把握、支援方針の検討、関係機関との連絡調整等を行う。情報交換会は原則として年 3 回開催し（学校運営連絡協議会等と併せて実施することができる）、緊急性又は重大性が高い事案が発生した場合には、校長の判断により臨時に招集し、迅速かつ組織的に対応する。

なお、事案の内容に応じて、医療・福祉・心理・法律等の専門機関又は関係職員を臨時構成員として加えることができる。

### 4 段階に応じた具体的対応

#### (1) 未然防止

- ・教職員は、教育活動全体や HR 活動を活用し、人権尊重・多様性理解・ネットリテラシーなどをテーマにした授業を通じて、生徒にいじめを許さない態度を育成する。
- ・年 3 回以上の教職員研修では、いじめの定義、SNS 上のいじめ、初期対応の演習、他校事例分析な

などを扱い、実践力を高める。

・学級づくりにおいては、定期的なふり返りや KJ 法などを取り入れ、クラス内の関係性を可視化し、孤立を防ぐ取組を行う。

## (2) 早期発見

・年 3 回実施するいじめ調査アンケートを学年で確認・分析し、気になる回答やいじめの兆候が認められる場合は担任が個別面談を行う。調査結果はすべていじめ対策委員会で共有し、必要に応じて組織的に対応を検討する。

・入学時に SC による生徒全員面談を実施し、悩みを早期にキャッチする。

・担任や養護教諭は、生徒の登校状況、健康状態、人間関係の変化に注意を払い、軽微な変化でも学年・生活指導部・特別支援コーディネーター・SC 等と共有する体制を整える。

## (3) 早期対応

・いじめ対策委員会が速やかに対応方針を立案し、関係者への聞き取り・記録作成・保護者への説明・別室対応等を段階的に実施。

・被害生徒には SC や養護による継続的支援を行い、安心して過ごせる環境を整える。

・加害生徒には教育的指導と保護者との連携のもと改善指導を実施する。悪質性が高い場合や犯罪行為が疑われる場合には、懲戒対応を含め、警察等関係機関と連携した対応を検討する。

## (4) 重大事態への対処

・「生命・心身・財産に著しい被害」または「いじめを要因とする 30 日以上の欠席」が認められる場合、重大事態として都教育委員会に速やかに報告。

・重大事態発生時は、必要に応じて第三者調査委員会を設置し、公正かつ客観的な調査を行う。

・被害生徒・保護者への丁寧な説明と同意を得たうえで、調査・支援を進める。調査中も心のケアと安心環境の確保を優先する。

・犯罪行為が疑われる場合には、速やかに八丈島警察署と連携し、生徒の安全確保と事実解明にあたる。保護者にもこの方針を丁寧に説明し、理解を得る。

・調査結果を基に再発防止策を策定し、学校全体で共有・実行する。必要に応じて公表や外部助言も行う。

## 5 教職員研修

・年 3 回以上の校内研修を実施し、年度当初には方針確認、2 学期以降にはネットいじめや事例研究やロールプレイ演習を扱う。

・新任教員には初期研修で対応フローを周知するとともに、日常の教育活動を通じた組織的支援体制(OJT)により継続的に指導・助言を行う。

## 6 保護者・地域との連携

・保護者会において本方針を説明し、家庭での見守りと情報提供の重要性を周知。

・通信や HP に相談窓口や緊急対応の流れを掲載し、早期発見に繋げる。

・地域の見守り活動や非行防止の啓発活動と連携し、いじめの芽を地域ぐるみで摘み取る。

## 7 取組の点検と見直し

- ・年度末にいじめ対策委員会で実施状況を評価し、アンケートや実際の対応事例を踏まえて改善案を作成。
- ・学校評価の項目にいじめ対策を位置づけ、教職員・保護者・生徒の視点から有効性を確認。
- ・必要に応じて方針を改訂し、全教職員へ再周知を行う。

【付記】本方針は、文部科学省および東京都教育委員会のガイドラインに基づき、毎年度見直しを行い、実情に即した実効性の高い内容とする。